

武蔵村山市個人情報保護審議会規則等について

○ 武蔵村山市個人情報保護審議会規則（平成2年規則第9号）

（趣旨）

第1条 この規則は、武蔵村山市個人情報保護条例（平成元年武蔵村山市条例第30号）第22条第8項の規定により、武蔵村山市個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

（会長及び副会長）

第2条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議及び議事）

第3条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第4条 審議会の庶務は、総務部文書情報課において処理する。

（委任）

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

○ 個人情報保護条例（平成元年条例第30号）（抄）

（保有の制限及び利用目的の特定等）

第5条 実施機関は、個人情報を保有するに当たっては、その所掌する事務の目的を達成するために必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 実施機関は、次に掲げる事項に係る個人情報を保有してはならない。ただし、法令若しくは条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき、本人の同意があるとき、又は実施機関が第22条第1項に規定する武蔵村山市個人情報保護審議会（同項を除き、以下「審議会」という。）の意見を聴いて特に行政執行上必要があると認めるときを除く。

（1） 個人の思想、信条、宗教及び社会的差別の原因となる事実に関する事項

（2） 実施機関が審議会の意見を聴いて個人の権利利益を侵害するおそれがあると認める事項

(個人情報を取り扱う業務の届出)

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う業務を開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 個人情報を取り扱う業務の名称
- (2) 個人情報の利用目的
- (3) 個人情報の記録項目
- (4) 個人情報の記録の対象範囲
- (5) 個人情報の管理責任者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、前項の規定による届出に係る個人情報を取り扱う業務を廃止したときは、市長に届け出なければならない。

3 実施機関は、個人情報を利用したときは、その状況を市長に届け出なければならない。

4 市長は、前3項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項を速やかに審議会に報告しなければならない。

(収集の制限)

第7条 実施機関は、個人情報を収集しようとするときは、次に掲げる事項を明らかにして、本人から直接収集しなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う業務の名称
- (2) 法令等の根拠
- (3) 個人情報の利用目的
- (4) 個人情報の記録項目
- (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、本人以外のものから個人情報を収集することができる。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) あらかじめ本人の同意を得ているとき。
- (3) 本人の親族、法定代理人又は代理人（以下「家族等」という。）の同意があるとき。ただし、本人が拒む旨を明らかにしているときを除く。
- (4) 出版、報道等により公知性が生じているとき。
- (5) 人の生命、身体又は財産に対する重大な危険を避けるため、緊急かつやむを得ない理由があるとき。
- (6) 所在不明、精神上の障害による事理を弁識する能力の欠如等の事由により、本人から直接収集することができないとき。
- (7) 争訟、選考、指導、相談等を行う場合において、本人から直接収集したのではその目的を

達成し得ないと認められるとき。

(8) 次条第2項の外部提供により収集する場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

(9) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて行政執行上必要があると認めるとき。

3 実施機関は、前項の規定に基づき本人以外のものから個人情報を収集したときは、規則で定める場合を除き、速やかにその旨を本人に通知しなければならない。

4 法令等、規則、要綱等の規定により、本人又は家族等が申請行為その他これに類する行為を行ったときは、第1項の規定により収集したものとみなす。

(利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、保有個人情報の利用目的の範囲を超えての利用（以下「目的外利用」という。）をし、又は当該実施機関以外のものへの提供（以下「外部提供」という。）をしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、目的外利用又は外部提供（以下「目的外利用等」という。）をすることができる。

(1) 法令等に定めがあるとき。

(2) あらかじめ本人の同意を得ているとき。

(3) 出版、報道等により公知性が生じているとき。

(4) 人の生命、身体又は財産に対する重大な危険を避けるため、緊急かつやむを得ない理由があるとき。

(5) 専ら学術研究又は統計の作成をする場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて行政執行上必要があると認めるとき。

3 実施機関は、目的外利用等をしようとするときは、規則で定める場合を除き、速やかにその旨を本人に通知しなければならない。ただし、前項第4号に該当するときは、目的外利用等をした後、速やかにその旨を本人に通知しなければならない。

4 実施機関は、目的外利用等をしたときは、市長に届け出なければならない。

5 市長は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかに当該届出に係る事項を審議会に報告しなければならない。

6 実施機関は、外部提供をする場合は、外部提供を受けるものに対し、提供に係る個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を課し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。

(電子計算組織の結合の禁止)

第10条 実施機関は、電子計算組織（与えられた一連の処理手順に従い電子計算機及びその関連機

器を利用して事務を自動的に処理する組織をいう。以下同じ。)により個人情報処理するときは、市の電子計算組織と国、他の地方公共団体その他市以外の者の電子計算組織との電気通信回線による結合を行ってはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令に定めがあるとき。
- (2) その者が電子計算組織により個人情報処理する市の事務を受託する者であるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて行政執行上必要があると認めるとき。

2 実施機関は、前項ただし書の規定により電気通信回線による結合を行った場合において個人情報の漏えい若しくは不適正な利用又はそのおそれがあると認めるときは、審議会の意見を聴いて、電気通信回線の結合の停止等必要な措置を講じなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、実施機関は、緊急を要すると認めるときは、審議会の意見を聴かずに同項の措置を講ずることができる。

4 前項の規定による措置を講じたときは、実施機関は、速やかにその内容を審議会に報告しなければならない。

(個人情報保護審議会)

第22条 この条例による個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るため、武蔵村山市個人情報保護審議会を置く。

2 審議会は、実施機関の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

- (1) この条例によりその権限に属する事項
- (2) 個人情報保護制度の運営に関する重要事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、審議会に諮ることが適当と認められる事項

3 審議会は、個人情報保護制度の運営に関する重要事項について実施機関に意見を述べるができる。

4 審議会は、次に掲げるところにより市長が委嘱する委員10人をもって組織する。

- (1) 学識経験者 5人
- (2) 市民 5人

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が規則で定める。